

疫学専門家認定制度に関する細則

定款第2条に基づき、疫学専門家認定制度について定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 本制度は、日本疫学会会員（以下、会員）の疫学に関わる知識および技量を、日本疫学会（以下、学会）として評価し、認定することにより、会員の自己研鑽と質的向上を目指すとともに、疫学研究を遂行あるいは支援できる人材を養成し、社会に貢献することを目的とする。

(制度)

第2条 前条の目的を達成するため、学会は疫学専門家認定制度を制定し、ふさわしい知識と技量を有する会員を、疫学専門家として認定する。

(疫学専門家)

第3条 本制度で認定する疫学専門家は2種類とし、それぞれ下記の通りとする。

1. 日本疫学会認定 疫学専門家：疫学研究を分担して実施できる人
2. 日本疫学会認定 上級疫学専門家：疫学研究の主導やコンサルテーション、疫学者の育成・指導ができる人

第2章 疫学専門家・人材育成委員会

(委員会)

第4条 疫学専門家認定制度の運営は、学会の中に設けられた疫学専門家・人材育成委員会が担当する。なお、この制度の運営に関する詳細は、本委員会が、別途、要項に定める。

第3章 疫学専門家の認定

(疫学専門家の要件)

第5条 疫学専門家の認定を申請する会員は、下記の要件をすべて満たす者とする。

1. 疫学専門家
 - 1) 申請時点で3年以上の会員歴を有し、前年度までの会費を全納していること
 - 2) 別表に基づき、各表に記載の条件を満たし、かつ合計で150ポイント以上を得ていること
 - 3) 指定の様式に基づき、疫学研究の活動実績を記したレポートを提出し、その内容が第3条1の要件を満たしていると認められること
 - 4) 疫学専門家認定筆記試験に合格すること

2. 上級疫学専門家

- 1) 疫学専門家の認定を受けており、申請時点で7年以上の会員歴を有し、前年度までの会費を全納していること
- 2) 別表に基づき、各表に記載の条件を満たし、かつ合計で350ポイント以上を得ていること
- 3) 指定の様式に基づき、疫学研究や教育に関連する活動実績を記したレポートを提出し、その内容が第3条2の要件を満たしていると認められること

(審査)

第6条 疫学専門家の認定は、疫学専門家・人材育成委員会での審査を経て、理事長が認定する。疫学専門家の認定を申請する会員は、別に定める申請書類を疫学専門家・人材育成委員会に提出する。

(認定の証書)

第7条 学会は、疫学専門家として認定された会員に対して、疫学専門家認定の証書を授与する。

(認定審査料)

第8条 認定審査料は疫学専門家、上級疫学専門家の各審査につきそれぞれ1万円とする。

第4章 疫学専門家認定の更新

(更新)

第9条 疫学専門家認定は、5年ごとにその更新を受けなければ失効する。更新要件は、疫学専門家、上級疫学専門家ともに、前年度までの会費を全納しており、過去5年間で100ポイント以上を得ていることとし、このうち、別表2の生涯学習活動については、最低25ポイント以上かつ3回以上参加していることとする。なお、上級疫学専門家かつ名誉会員の場合は、名誉上級疫学専門家として認定され、以後の更新は不要となる。

(再認定)

第10条 疫学専門家認定が失効した後、再認定を希望する会員は、第9条に基づく更新申請をおこなうことで、再認定される。ただし、再認定の有効期間は、認定の有効期間が終了してから5年間とする。なお、第12条で示す認定の取り消しに該当する場合はこの限りではない。

(更新認定料)

第11条 更新認定審査料は1万円とする。

第5章 疫学専門家認定の取り消し

(認定の取り消し)

第12条 認定された後、疫学専門家としてふさわしくない行為がみられた場合には、疫学

専門家・人材育成委員会の審議を経て、理事会において疫学専門家認定を取り消すことができる。また、学会を退会した場合には、疫学専門家認定を取り消すものとする。

第6章 定款施行細則の改正

(細則の改正)

第13条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

- 1 本細則は、2019年7月1日から施行する。
- 2 本細則の改正は、2019年8月7日から施行する。
- 3 本細則の改正は、2020年4月27日から施行する。
- 4 本制度発足から理事会で定めた時点までに限り、疫学専門家と同時に上級疫学専門家の認定を申請することができる。その際に、レポートは疫学専門家と上級疫学専門家の両方のものを提出し、ポイントは上級疫学専門家の基準を適用する。また、別表1の業績として、1篇以上の指定データベース*2に掲載されている雑誌*3の原著もしくは総説の責任著者/最終著者/筆頭著者論文が必要である。なお、上級疫学専門家の認定対象となった場合には、疫学専門家の認定条件である疫学専門家認定筆記試験は免除され、認定審査料は2万円となる。
- 5 本細則の改正は、2021年5月24日から施行する。

別表 1. 疫学研究に関する論文業績^{*1}

(新規の場合、疫学専門家：100 ポイント以上かつ 1 篇以上の指定データベース^{*2}に収載されている雑誌^{*3}の原著もしくは総説の責任著者/最終著者/筆頭著者論文が必要、上級疫学専門家：200 ポイント以上かつ 3 篇以上の指定データベース^{*2}に収載されている雑誌^{*3}の原著もしくは総説の責任著者/最終著者/筆頭著者/第二著者論文が必要)

項目	ポイント
指定データベース ^{*2} に収載されている雑誌 ^{*3} の 原著もしくは総説の責任著者/最終著者/筆頭著者/第二著者	60
指定データベース ^{*2} に収載されている雑誌 ^{*3} の 原著もしくは総説の責任著者/最終著者/筆頭著者/第二著者以外の共著者	30
指定データベース ^{*2} に収載されていない雑誌 ^{*3} の 原著もしくは総説の責任著者/最終著者/筆頭著者/第二著者	20
指定データベース ^{*2} に収載されていない雑誌 ^{*3} の 原著もしくは総説の責任著者/最終著者/筆頭著者/第二著者以外の共著者	10

*1：掲載誌が Journal of Epidemiology の場合は各 5 ポイントを加点する。

*2：指定データベースとは、Web of science/Scopus/PubMed いずれかのデータベース

*3：日本語の雑誌を含む。

別表 2. 日本疫学会での生涯学習活動^{*4,*5}

(新規/更新、疫学専門家/上級疫学専門家とも最低 25 ポイント以上かつ 3 回以上の学術総会もしくは日本疫学会が主催または認定するセミナーへの参加^{*6}が必要)

項目	ポイント
学術総会での演題発表（筆頭発表者）	10
学術総会での演題発表（共同研究者）	5
学術総会への参加	5
日本疫学会が主催または認定するセミナーへの参加 ^{*6}	5

*4：日本疫学会または国際疫学会が主催する学会活動。

*5：ひとつの学術総会で複数該当する場合は、最もポイントが高い項目を選択する。

*6：学術総会に付随するセミナーは学会参加に加えて算定できる。

別表 3. 疫学研究の主導、コンサルテーションの対応、疫学者の育成・指導活動

(上級疫学専門家：計 60 ポイント以上、かつ疫学研究の主導、コンサルテーションの対応で各 20 ポイント以上が必要)

項目	ポイント
<疫学研究の主導>	
公的研究費 ^{*7} の研究代表者（1年につき）	40
公的研究費 ^{*7} の研究分担者（1年につき）	20
それ以外の研究の研究代表者（1年につき）	20
<コンサルテーションの対応>	
論文の謝辞への記載	10

論文の共著者としての参画*8	10
研究班への疫学担当者としての参画（1年につき）*9	10
<疫学者の育成・指導活動>*9	
修士または博士の学生の主任指導（修了学生1人につき）*10	20
修士または博士の学生の補佐的指導（修了学生1人につき）*10	10
疫学に関する授業、講演、セミナーの講師（1時間につき）	1

*7：学術振興会、厚生労働省または他省庁、日本医療研究開発機構（AMED）の研究費。

*8：同じ論文については、論文業績といずれかのみで計上できる。

*9：自らが研究代表者の場合は計上できない。

*10：論文博士を含む。

別表 4. 日本疫学会への貢献活動*4 （該当のポイントが無くても差し支えない）

項 目	ポイント
<学術総会>*11	
基調講演、教育講演、シンポジウム等の演者	40
一般発表やシンポジウム等の座長	20
<受賞>	
功労賞、奨励賞、Best Reviewer、Paper of the Year の受賞	40
一般発表における筆頭発表者としての受賞	20
一般発表における共同研究者としての受賞	5
<学会誌：Journal of Epidemiology>	
Original article や Review の査読*12	5
<委員および代議員>*13	
委員会の委員/WG のメンバー	10
代議員	10
<役員および委員長/WG 活動>*14	
理事/監事/学会長/名誉会員	50
委員長/WG 長	40
副委員長/副 WG 長	30

*11：ひとつの学術総会で複数該当する場合は、最もポイントが高い項目を選択する。

*12：査読回数×5ポイントとする。

*13：各委員会等各1年あたり10ポイントとする。

*14：複数年、複数種類の場合も、最もポイントが高い項目を1つ選択する。

なお、*13と重複して計上できる。